

第 30 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 25 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 8 年 6 月 25 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、第 30 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について |
| 日程第 5 | 非農地証明願について |
| 日程第 6 | 電気事業者等が送電用電気工作物等に供するための転用の届出について |
| 日程第 7 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について |
| 日程第 9 | 令和 7 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について |
| 日程第 10 | 岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	9 番	鎌田 正治
11 番	長田 茂	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子		

2、欠席委員

8 番	菅原 龍也	10 番	三品 英樹	12 番	渡邊 朗子
-----	-------	------	-------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

18 番	佐藤 邦夫	20 番	田村 祐喜
------	-------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第30回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は11名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、6番長田幸浩委員、9番鎌田正治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理しております。今回報告いたします4件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告いたします。今回は、1件受理しており、調剤薬局建築のため届出があったものです。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)

議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、非農地証明願について、を議題といたします。 それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の3頁から4頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願について、報告いたします。今回は、3件受理しております。所有者、土地の所在、面積等については議案書に記載のとおりです。経過については、過去に農地法の届出を行い宅地・資材置場及び駐車場へ転用したが、それぞれ地目変更登記が未了であったことから、今般、証明願があったものです。当該証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっており、事務局において調査、検討し、非農地証明を交付しております。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、電気事業者等が送電用電気工作物等に供するための転用の届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の5頁をご覧ください。報告第4号、電気事業者等が送電用電気工作物等に供するための転用の届出について、報告いたします。今回は、1件受理しており、携帯基地局の設置のため届出があったものです。なお、当該届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上です。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の6頁、議案関係資料の1頁から8頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今回は3件の申請がありました。整理番号2については、これまで農用地利用促進計画等により借り手が耕作しており、期間満了により中間管理機構を通し利用権を更新しようとしたが、物納を希望するということで、農地法第3条により手続

議 長
佐藤推進委員

きを進めることとなったものです。以上です。

つづいて、整理番号 1 について、担当委員から説明願います。

6 月 23 日に、佐野委員、田村推進委員、私の 3 人と事務局で現地を確認して参りました。譲渡人から譲受人に所有権移転をするものです。地図は 1 頁と 2 頁になります。矢野目の住宅街にあり、地図 2 頁の茶色いところが対象地になります。譲受人は対象地の南側と東側の田んぼで耕作しています。それでこの茶色いところも買ってもらいたいという話があったようです。住宅街であり、他に誰も耕作できる状態ではありません。道路も車一台が通れるのがやつの場所で、譲受人がやるという意思表示があったため、ぜひ耕作してくださいとこちらからお願いした感じで話しをして参りました。以上です。

議 長

ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 1 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。

議 長
田村推進委員

つづいて、整理番号 2 について、担当委員から説明願います。

6 月 23 日に委員 3 名と事務局で現地を見に行きました。本人の立ち合いはありませんでしたが、水田の利用状況を見に行きました。ちゃんと稲が植えてあり、特に問題はなかったと思います。この田んぼの向かい側は、私の法人で作っている土地なので、田植えをしている状況を確認しており、その時もちゃんと耕作し、周りの畦畔も草刈りをされている状態で特に問題ないと思いました。以上です。

議 長

ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 2 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 2 については、申請のとおり許可することに決しました。

議	長	整理番号 3 については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、6 番 長田幸浩委員は、除斥となります。 (6 番 長田 委員 退席)
議	長	それでは、担当委員から説明願います。
佐 野 委 員		6 月 23 日に委員 3 名と事務局で現地を見に行きました。対象地の地目は畑になっています。面積は 1,000 m²。賃貸借契約で今回、申請があがっています。期間は 10 年間で、枝豆を作りたいということで、農地は耕耘されておりました。特に問題はないと思いました。以上です。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。 ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 3 については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3 については、申請のとおり許可することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (6 番 長田委員 着席)
議	長	長田委員に報告します。当該案件については、申請のとおり、許可することに決しました。
議	長	日程第 8、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書 7 頁、別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 3 項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。促進計画（案）の 1 頁から 2 頁をご覧ください。今回対象となる農地は、賃借権設定が 26 件、89 筆で、面積は 201,092 m²、でございます。貸付期間は 10 年間となっております。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項に係る貸付相手の要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の 39 頁から 51 頁に添付しております。なお、整理番号 1 番から 3 番、14 番、15 番●●氏所有の一筆以外は、現在も農用地利用集積等促進計画に基づいて、受け手が耕作している土地です。なお、今後の地域計画の見直しにより、譲受人が耕作することに変更する予定です。今後の事務処理については、本日農業委員会が決

		定する意見を農地中間管理機構に提出し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、機構から市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の促進計画の公告は令和8年7月25日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、整理番号4番から8番、14番から19番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。はじめに、整理番号4番から8番に関して、質疑、ご意見をいただきます。3番 佐野智幸 委員は、除斥となります。
		(3番 佐野 委員 退席)
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号4番から8番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号4番から8番は、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(3番 佐野 委員 着席)
議	長	佐野委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号14番に関して、質疑、ご意見をいただきます。1番 木皿 清 委員は、除斥となります。
		(1番 木皿 委員 退席)
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号14番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号14番は、特に意見なし、として答

		申することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(1 番 木皿 委員 着席)
議	長	木皿委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 15 番から 19 番に関して、質疑、ご意見をいただきます。11 番 長田 茂 委員は、除斥となります。
		(11 番 長田 委員 退席)
議	長	ただいまの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号 15 番から 19 番は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号 15 番から 19 番は、特に意見なし、として答申することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
		(11 番 長田 委員 着席)
議	長	木皿委員に報告します。当該案件については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号 1 番から 3 番、9 番から 13 番、20 番から 26 番について、質疑、ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
		(挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。
		議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号 1 番から 3 番、9 番から 13 番、20 番から 26 番について、は、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についての整理番号 1 番から 3 番、9 番から 13 番、20 番から 26 番については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第 9、議案第 3 号、令和 7 年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題といたします。事務局から説明願います。

古 積 事 務 局 長
事 務 取 扱

議案書 7 頁、別紙の「令和 7 年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。議案第 3 号、令和 7 年度 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、概要を説明いたします。こちらは令和 7 年 4 月に設定した『令和 7 年度の最適化活動の目標』に対する活動の点検結果を表したものとなっております。1 頁をご覧ください。I 農業委員会の状況として、令和 8 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制および農家・農地を掲載しております。続きまして 2 頁をご覧ください。最適化活動の実施状況になっております。(1) 農地の集積について、①現状及び課題は記載のとおりとなりますが、農地面積は令和 7 年度の統計の数値、集積面積は市産業振興課から提供された数値を用いております。②目標については、地域計画の集積目標から令和 12 年度までに集積率を 90%としております。③実績については、新規集積面積 13 ha、今年度末の集積面積累計が 1,263ha となっており、目標に対する達成状況は 100.7%と昨年から 0.4 ポイント上昇となりました。(2) 遊休農地の発生防止・解消について、①現状及び課題は、令和 7 年度の数値を用いております。②目標については、記載のとおりですが、a 緑区分の遊休農地の解消面積は令和 3 年度の遊休農地面積の 5 分の 1 を 5 年間で解消することとなっておりますことから、8.7ha の 5 分の 1 で、1.7ha としております。③実績は、令和 3 年度に発生した遊休農地について、令和 7 年度に解消した面積が 0.4ha で、目標に対する達成率は 23.5%となりました。続きまして 3 頁から 4 頁をご覧ください。(3) 新規参入の促進について、記載のとおりとなりますが、新規参入者への貸付等について、予め所有者の同意を得て公表した農地は、0 ha でした。続きまして 4 頁をご覧ください。農業委員を含む推進委員等の最適化活動の活動目標に関する項目です。推進委員等が最適化活動を行う日数については、農業委員および推進委員の皆様から提出いただいた活動記録から算出しております。活動強化月間の項目ですが、11 月の利用権設定等の更新時期と 3 月の利用状況調査をカウントしております。また、新規参入相談会への参加実績は、1 名となっております。5 頁の下段の目標の達成状況の評語は、農業委員会による最適化活動の推進等についての通知により、達成状況に応じた点数の合計によって評語が決まるものとなっております。また、農業委員を含む推進委員等の点検・評価結果については目標を上回っておりますことから「期待どおり」の区分に記録いたしました。資料の説明は以上ですが、本日の総会でご意見をいただき、その後、関係機関への報告および市ホームページ等を通して公表することとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局からの説明に対し、質疑、ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第3号、令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、は原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第10、議案第4号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		別紙の「岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則」をご覧ください。今回の改正については、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が来年2月に満了を迎えますことから、改選に向けた公募に当たり、農業会議からの指導等により法令に準拠した形で要件の見直しをおこなうものです。なお、農業委員に係る同規則については、市長部局で改正済みです。資料の左側が現行の、右側が改正後の内容になります。1つ目の改正点は、住所要件の削除になります。推薦及び募集、資格について、住所要件として市内に住所を有するものとしておりましたが、農業委員会等に関する法律では住所要件がないこと、また、農業委員会の運営実務において、広域的に農業を行う者や出入作を行う者を排除しないこととあることから住所要件を削除いたしました。2つ目は、推薦する団体について、農業者から組織される法人若しくは団体の他にその他関係者を追加しております。その他関係者とは、消費団体等となっており、必ずしも農家である必要はないことから追加をしております。3つ目として、様式を改正しております。候補者届として候補者が自ら自身の経歴等を記入していただく様式を作成しました。4つ目として、募集の期間を法律に合わせて28日から1か月に改正しております。5つ目として、農地利用最適化推進委員の選考委員の任期を3年から1年に改正しております。こちらは、選考委員会が開催されるのは、基本的に改選時に限定されることから、見直すものです。以上、ご審議の程よろしく願います。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等のある方は、挙手願います。

長 田（ 幸 ） 委 員	市内に住所を有する農業者という要件が無くなるということは、例えば、岩沼市の推進委員でもあり、名取市の推進委員でもあるということが、実質あり得るということでしょうか。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	実際には市外の方が応募することを妨げないことになっており、岩沼市内に多くの面積を作っている方が名取市在住ということもありますので、そこは妨げないということにしていますが、基本的には質問のようなことは想定されていないようです。評価委員会で、どのような方に優先的に市の推進委員になってもらうかを判断しますが、例えば、農業委員も、岩沼市の実情をよく分かっている人で、総会などに出席して、いろんな農地法に係る判断ができる能力のある方、知見のある方が第一条件目となりますので、市内の方と市街の方で同じレベルの方であれば市内の方が優先になるのではないかと考えております。先ほどの長田委員のご質問に関しては、法律上は禁止されておられませんので考えられないわけではないですが、これまで推進委員の状況を見ていまして、二つの市町村に跨って委員さんをされている方はいらっしゃらない状況です。
議 長	その他、皆さんありませんか。 (挙手のなし)
議 長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手の多数) 賛成多数と認めます。よって、議案第4号、岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部を改正する規則について、は原案のとおりとすることに決しました。
議 長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、第30回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時10分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 6 番 _____

委員 9 番 _____